

人厚第 2 2 9 7 号

1 3 . 3 . 2 7

防人計第 3 5 4 号

1 9 . 1 . 9

一部改正 防人給第 5 3 8 1 号

3 0 . 3 . 3 0

海 上 幕 僚 長 殿

人事教育局長

特別警備隊員の指定等について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

記

- 1 特別警備隊員の範囲等に関する訓令（平成 1 3 年海上自衛隊訓令第 1 9 号。以下「訓令」という。）第 1 条第

1 項の「防衛大臣が指定する課程」は、海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第31号）別表第2（その2）に規定する課程のうち次に掲げる課程とする。

(1) 幹部特修科特別警備課程

(2) 海曹士特修科特別警備課程

2 訓令第1条第1項の「防衛大臣が指定する者」は、海上自衛隊の特別警備隊の隊長、副長並びに同隊の各小隊の小隊長及び隊員とする。ただし、心身の故障、適性の不足その他の理由により特別警備隊員として勤務することが困難な者として海上幕僚長又はその委任を受けた者が指定する者を除くものとする。